

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

ひとり親世帯を支援するため、給付金を支給します！

1. 基本給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯等の方への給付※1

● 給付金の対象となる方

■ 以下、①～③のいずれかに該当する方

- ① 令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等※2を受給しており、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方※3
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

※1 児童扶養手当法に定める「養育者」の方も対象となります。

※2 遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償など

※3 既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている方だけでなく、児童扶養手当の申請をしていれば、令和2年6月分の児童扶養手当の支給が全額又は一部停止されたと推測される方も対象となります。

● 給付額

1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円（1回限り）

2. 追加給付

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少している方への給付

● 給付金の対象となる方

上記、基本給付対象の①または②に該当する方のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が減少した方

● 給付額

1世帯5万円（1回限り）

手続きの方法などについては裏面に続きます。必ずご確認ください。

給付金の支給手続き

令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方（表面1. ①に該当する方）

- ▶ 基本給付は**申請不要**です。
- ▶ **8月28日（金）**に令和2年6月分の児童扶養手当を支給している口座に振り込みを予定しています。

【ご注意ください】

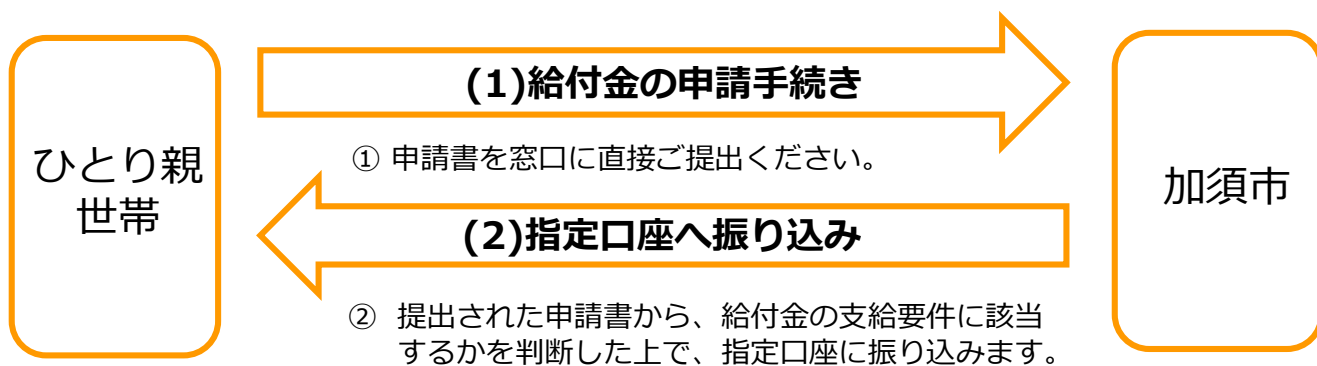
※以下に該当する場合は、**8月14日（金）**までに必ずご連絡ください。

- ①児童扶養手当の支給口座を解約した場合
- ②児童扶養手当の支給口座の名義変更（銀行名の変更含む）をした場合
- ③給付金支給を辞退する場合

- ▶ 追加給付は**申請が必要**です。
- ▶ 現況届確認時（8月）などにあわせて、収入が減少している旨の申請を簡易な方法で行っていただきます。申請内容を確認して可能な限り速やかに振り込みます。

それ以外の方（表面1. ②、③に該当する方）

- ▶ 基本給付、追加給付（表面1. ②に該当する方）ともに**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに窓口にご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に可能な限り速やかに振り込みます。



お問い合わせ先

加須市役所 こども局子育て支援課 電話：0480-62-1111

- ・ 騎西総合支所 市民福祉健康課 電話：0480-73-1111
- ・ 北川辺総合支所 市民福祉健康課 電話：0280-61-1204
- ・ 大和根総合支所 市民福祉健康課 電話：0480-72-1317

「ひとり親世帯臨時特別給付金」の

“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅などに加須市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合には、すぐに加須市の窓口又は最寄りの警察にご連絡ください。